

議案第六十八号

港区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別区税条例の一部を改正する条例

港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項中「法第三百十四条の七第一項第一号及び第二号に掲げる寄附金又は社会福祉法人港区社会福祉協議会に対する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法第三百十四条の七第一項第一号及び第二号に掲げる寄附金

二 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、区内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの

付則第二条の二中「（昭和三十三年法律第二十六号）」を削る。

付則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(区民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の港区特別区税条例第二十条の二第一項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する同項の寄附金について適用する。

(説明)

区民税の寄附金税額控除の対象となる団体を拡大するため、本案を提出いたします。